

母子・父子・寡婦福祉資金貸付のしおり

～ひとり親家庭等の経済的自立と、お子様の健やかな成長のために～

1 母子・父子・寡婦福祉資金とは

母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するための貸付制度です。

2 貸付を受けることのできる方

- ① 母子家庭の母
- ② 父子家庭の父
- ③ 過去に母子家庭として20歳未満の子を扶養したことがある配偶者のない女子
- ④ 40歳以上の配偶者のない女子
※所得により貸付が制限される場合があります。
- ⑤ 母子（父子）家庭の父母が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない20歳未満の子
（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金に限ります。）

3 貸付を受けるための要件

- ① 郡山市内に居住していること
- ② 貸付制度の趣旨に沿っていること
- ③ 償還が達成できる見込みがあること

※ 全ての資金において、連帯保証人（一部貸付金を除く）を立てなくても貸付申請ができます。

修学資金、修業資金、就職支度資金（子の就職費用）、就学支度資金の貸付は無利子となります。それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年利1.0%となります。また、連帯保証人の条件は次のとおりです。

- ① 原則として郡山市内に居住し、独立の生計を営んでいること
- ② 償還完了までに70歳を超えないこと
- ③ 保証能力があり、かつ収入（月額）が安定していること

4 貸付申請に必要な書類

申請する際には、申請書の他、戸籍謄本など各資金共通の書類や資金の種類ごとに必要な各種書類を添付していただきます。詳しくは相談時にお伝えいたします。初回相談時には、各費用が明記されている資料をお持ちの方は御持参ください。

No.	共通書類	No.	共通書類
1	申請書	5	預金通帳の写し
2	戸籍謄本（申請者・連帯保証人）	6	調書（本人・連帯保証人）
3	住民票（申請者・連帯保証人）	7	1か月の生活費の明細書
4	児童扶養手当の写し ※児童扶養手当を受給されていない場合、 「母子・父子・寡婦世帯証明書」、「年金証書」 の添付が必要となります。	8	所得証明書又は源泉徴収票（本人・連帯保証人）
		9	家賃の領収証（直近3か月分）
		10	同意書（本人・連帯保証人）

■ 連絡先

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部こども家庭課女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコこども館 3階）

電話 024-924-3341 FAX 024-933-6665 （作成令和6年4月）

■ 貸付種類一覧

No.	種 類	使 途	貸付最高限度額	据置期間	償還期間	利率
1	事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金 ※自己資金が半分以上必要	3,470,000円	貸付後 1年間	7年以内	無利子 又は 年1.0%
2	事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金	1,740,000円	貸付後 6ヶ月間	7年以内	無利子 又は 年1.0%
3	修学資金	子の高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の学資などに必要な資金 (例) 授業料、教科書代、通学費	学校の種別により 月額27,000円～ 183,000円 ※別表1	卒業後 6ヶ月間	10年以内	無利子
4	技能習得資金	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、就職、事業開始のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費等の資金 (例) 看護師、介護福祉士、保育士	月額68,000円 (自動車運転免許 460,000円)	期間満了後 1年間	10年以内	無利子 又は 年1.0%
5	修業資金	子の事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 (自動車運転免許 460,000円)	期間満了後 1年間	10年以内	無利子
6	就職支度資金	母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子または寡婦が就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金	105,000円	貸付後 1年間	6年以内	無利子 又は 年1.0%
7	医療介護資金	医療及び介護を受ける際に健康保険の自己負担分などに充てる資金 (医療及び介護を受ける期間が概ね1年以内と見込まれるもの)	340,000円 (介護500,000円)	期間満了後 6ヶ月間	5年以内	無利子 又は 年1.0%
8	生活資金	・技能習得資金または医療介護資金の貸付の貸付期間中の生活資金 ・母子家庭、父子家庭になって7年未満世帯の生活資金、または失業期間中や家計急変した際の生活資金	知識技能習得： 月額141,000円 生活安定： 月額108,000円 医療介護・失業： 月額105,000円 家計急変：児童扶養手当の額に相当する額	期間満了後 6ヶ月間	技能習得後 ・家計急変 10年以内 生活安定 8年以内 医療介護・失業5年以内	無利子 又は 年1.0%
9	住宅資金	現在住んでいる住宅の増改築や補修するために必要な資金、または、自ら居住する住宅の建設、購入するための必要な資金 ※自己所有、名義に限る	1,500,000円 (災害2,000,000円)	貸付後 6ヶ月間	6年以内	無利子 又は 年1.0%
10	転宅資金	住宅の移転に伴う敷金または前家賃などの一時金に充てる資金	260,000円	貸付後 6ヶ月間	3年以内	無利子 又は 年1.0%
11	就学支度資金	子の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校、修業施設(各種学校)への入学に必要な資金 (例) 入学金、制服代、施設費	学校の種別により 64,300円～ 590,000円 ※別表2	卒業・修業後 6ヶ月間	修業5年以内 修学10年以内	無利子
12	結婚資金	扶養している子が結婚するのに必要な資金 ※寡婦の場合は20歳以上に限る (例) 挙式披露宴等のための経費	320,000円	6ヶ月間	5年以内	無利子 又は 年1.0%

※1 貸付限度額の全額を貸付するわけではなく、必要金額のみ貸付を行います。

※2 貸付限度額は、令和5年4月1日時点での適用額であり、今後改正される場合もあります。

※3 就学支度資金及び修学資金において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条第1号ただし書きの規定により、大学等修学支援を受ける場合は、最高限度額が異なります。また、交付を受けた貸付金のうち、大学等修学支援を受けることになった場合、大学等修学支援の額に相当する額(貸付金の額を上回る場合は、貸付金の額)を支援を受けてから6ヶ月以内に償還しなければなりません。

■ 別表1

(月額、単位：円)

学校種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000	78,000			
	私立	自宅通学	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

※前年所得及び扶養親族等の数によって別表1とは異なる限度額となる場合があります。

■ 別表2

(単位：円)

学校種別		金額	学校種別	金額	
小学校		64,300	大学院	国公立	380,000
中学校		81,000		私立	590,000
高等学校 専修学校 (高等・一般課程)	国公立	自宅通学	専修学校 (一般課程)	自宅通学	580,000
		自宅外通学		160,000	自宅外通学
高等学校 専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	修業施設 (中卒者)	自宅通学	150,000
		自宅外通学		420,000	自宅外通学
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	修業施設 (高卒者)	自宅通学	272,000
		自宅外通学		420,000	自宅外通学
	私立	自宅通学			
		自宅外通学	590,000		

■ 貸付が受けられない場合

次のような場合には、貸付を受けることができません。

- ① 申請内容に虚偽があると認められた場合
- ② 貸付資金が目的外に流用されるおそれがある場合
- ③ 償還の意思及び能力がないと認められる場合
- ④ 多額の負債を抱えている場合、税金等を滞納している場合
- ⑤ 貸付種類と同じ目的の他の奨学金等の貸付、給付を受けている場合
- ⑥ 複数資金の貸付を希望する場合、その目的が矛盾する場合
- ⑦ 既に支払い済みの費用に関する貸付の場合



5 貸付の種類と金額

資金の種類は、修学資金をはじめ、12種類あります。貸付種類、金額等は、「貸付種類一覧」、「別表1」、「別表2」を御覧ください。

6 貸付までの流れ

貸付決定までの流れは次のとおりです。貸付決定までは時間がかかりますので、余裕を持って御相談ください。

(1) 事前相談

- ・申請を希望される場合は、事前に相談が必要です。
- ・事前相談において貸付要件を満たしている場合に申請書をお渡ししています。その後、貸付審査を経て貸付決定となるため、貸付まで時間を要します。お早めに御相談ください。

(2) 貸付申請

- ・申請する際には、申請書の他、戸籍謄本などの各資金共通の書類や資金の種類ごとに必要な各種書類を添付していただきます。詳しくは相談時にお尋ねください。
- ・お子様のための修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金の貸付を申請する場合は、お子様自身も連帯借受人となり、申請する方と同様の返済義務を負います。また、お子様に対して面接を行います。
- ・修学資金の場合、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金などその他類似する奨学金制度による貸付、給付を受けている場合、原則貸付はできません。
- ・申請者、連帯借受人、連帯保証人のそれぞれにおいて、貸付内容と各自の償還義務、保証債務を十分に理解したうえで申請してください。

(3) 貸付申請書の審査

- ・申請者、連帯借受人、連帯保証人と面接等を行い、貸付内容、償還方法等必要事項について聞取りを行います。必要に応じて家庭訪問を行う場合があります。
- ・貸付審査の結果、貸付できない場合もありますので、御了承ください。

(4) 貸付決定

- ・貸付の可否及び貸付額を決定し、申請者に結果をお知らせいたします。

7 貸付を受けている方の届出

母子（父子）家庭又は寡婦でなくなった場合、各資金の借受人・連帯借受人としての資格がなくなった場合など、貸付条件に該当しなくなった場合は、速やかにお申し出ください。また、住所、勤務先等に変更が生じた場合も速やかにお申し出ください。

8 償還について

① 償還の開始

貸付終了後、一定の据置期間経過後に償還が開始されます。

償還は、原則月賦払いで、毎月10日までに納付書で指定の金融機関にて窓口振込みとなります。

② 違約金

支払期日までに償還されなかった場合、違約金（遅延損害金）年3%が課せられる場合があります。